

ArcGIS クライアント・サーバ型システム利用関係課長会議設置要綱

(目的)

第1条 GIS ソフトウェアである ArcGIS を利用して開発したクライアント・サーバ型の業務システム（以下「業務システム」という。）の運用上の課題について協議するため、ArcGIS クライアント・サーバ型システム利用関係課長会議（以下「関係課長会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 関係課長会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係課長会議の構成課における業務システムの運用方針の協議に関すること。
- (2) 前号の協議に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他座長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 関係課長会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長及び委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。ただし、座長が必要と認めるときは、委員の構成を変更することができる。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 関係課長会議は、必要に応じて座長が招集する。
- 5 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(実務担当者会議)

第4条 関係課長会議に、所掌事務を補助させるため、ArcGIS クライアント・サーバ型システム利用関係課実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を置く。

- 2 実務担当者会議の委員は、関係課長会議の委員の推薦を受けた者をもって充てる。

(幹事会)

第5条 座長は、関係課長会議の円滑な運営を図るため、ArcGIS クライアント・サーバ型システム利用関係課長会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は、関係課長会議委員の中から座長が指定する者をもって構成する。
- 3 その他、幹事会の運営に必要な事項は、座長が定める。

(庶務)

第6条 関係課長会議、実務担当者会議及び幹事会の庶務は、都市経営部デジタル戦略課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

この要綱は、令和4年1月14日から実施し、令和2年10月1日から適用する。

この要綱は、令和4年8月9日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

[別表]

座 長	基盤管理課長
委 員	基盤保全課長
〃	維持修繕課長
〃	資産管理課長
〃	基盤整備課長
〃	交通政策課長
〃	公園みどり推進課長
〃	市民課長
〃	都市計画課長
〃	都市整備課長
〃	開発審査課長
〃	建築審査課長
〃	建築安全課長
〃	住宅課長
〃	デジタル戦略課長